

障害程度等級表

等級		肢体不自由（上肢）
1種	1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの
	2級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの
2種	2級	①一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ②一上肢の機能を全廃したもの
	3級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の四指の機能の著しい障害
	5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
	6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	7級	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

※1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当する級とする。

※2 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

※3 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

※4 「指を欠くもの」とは、おや指について指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

※5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

※6 上肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕において腋窩より計測したもの）をもって計測したものをいう。

障害程度等級表

等級		肢体不自由（下肢）
1種	1級	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	2級	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	3級	両下肢をショパール関節以上で欠くもの
2種	3級	①一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ②一下肢の機能を全廃したもの
	4級	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	5級	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	6級	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害
	7級	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

- ※1 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- ※2 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当する級とする。
- ※3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- ※4 「指を欠くもの」とは、おや指について指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ※5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- ※6 下肢欠損の断端の長さは、実用長（大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- ※7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

障害程度等級表

等級		肢体不自由(体幹)
1種	1級	体幹機能障害により坐っていることができないもの
	2級	①体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
	3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
2種	4級	—
	5級	体幹の機能の著しい障害
	6級	—

- ※1 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- ※2 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当する級とする。
- ※3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

障害程度等級表

肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）					
等級		上肢機能	等級		移動機能
1種	1級	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	1種	1級	不随意運動、失調等により歩行が不可能なもの
	2級	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの		2級	不随意運動、失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3級	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの		3級	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
2種	4級	不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	2種	4級	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5級	不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの		5級	不随意運動、失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	6級	不随意運動、失調等により上肢の機能の劣るもの		6級	不随意運動、失調等により移動機能の劣るもの
	7級	上肢に不随意運動、失調等を有するもの		7級	下肢に不随意運動、失調等を有するもの

※1 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

※2 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当する級とする。

※3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。